

令和3年度

仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金

申請の手引き

○申請受付期間

令和3年5月10日（月）～令和4年1月17日（月）

申請受付は予算がなくなり次第、終了予定です。

○申請書の送付先

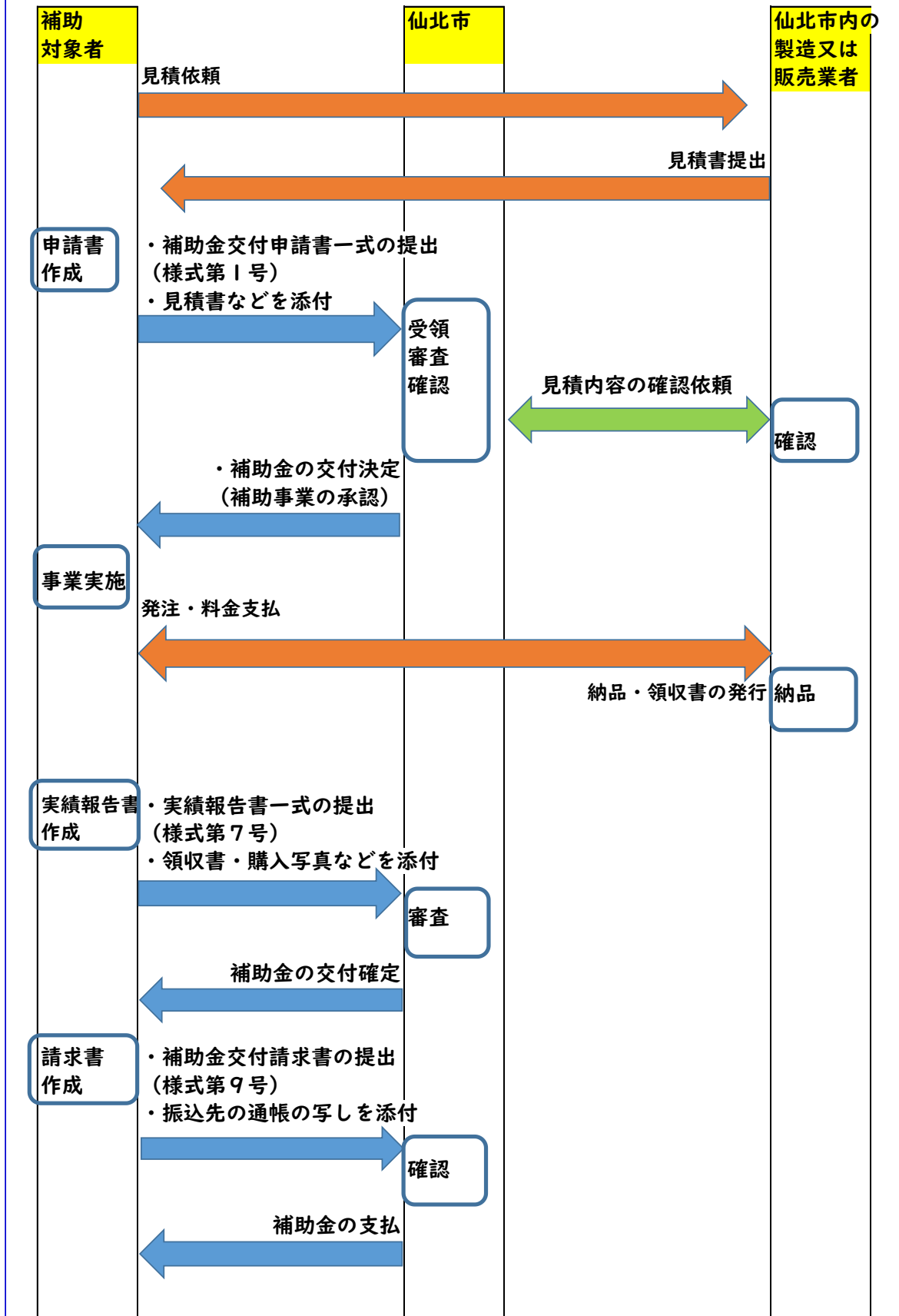
秋田県仙北市 農林商工部 商工課

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81-8

TEL 0187-43-3351 FAX 0187-54-4777

E-mail [shoko@city.semboku.akita.jp](mailto:shoko@city.semboku.akita.jp)

## 仙北市伝統的工芸品等導入事業費補助金の流れ



## 1 補助対象者

次の全てを満たす事業者の方が、補助対象となります。

- (1) 仙北市伝統的工芸品等を事業用として購入し活用しようとする、宿泊施設・飲食店等（小売業など他の業種も含む）を営む事業者の方
- (2) 暴力団等でない方
- (3) 法令及び公序良俗に反していない方
- (4) 風営法等に規定する事業者でない方
- (5) 宗教に属する事業者又は政治団体でない方
- (6) 公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していない方
- (7) 補助金による資材や機材の取得が、転売を目的としていないこと
- (8) 補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること

## 2 補助対象事業

仙北市伝統的工芸品等を、自らの事業の業務用の資産・備品として活用する事業

○仙北市伝統的工芸品等とは  
榊細工（国指定）、イタヤ細工（県指定）、白岩焼など

- 例) 旅館の客室の茶道具を榊細工にする。カフェの食器を白岩焼にする。  
飲食店内の小物入れ、カゴをイタヤ細工にする。  
店頭商品の陳列にイタヤ細工のカゴやザルを活用する。**

## 3 補助対象経費・補助金の額

対象経費：購入金額の合計が5万円以上（消費税抜）であること

補助率：対象経費の4／5以内

補助上限額：40万円まで

申請回数：1回まで

## 4 補助対象外経費

下記のとおりです

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 送料
- (3) 設置費用（展示・設置・運営に要する経費）
- (4) 代金支払時の振込手数料

## 5 補助金申請手続き

### (1) 仙北市伝統的工芸品等の購入を検討、見積書の入手【申請者】

事業用として活用に必要な「仙北市伝統的工芸品等」の購入をご検討ください。次に、仙北市伝統的工芸品等製造販売事業者（製造または販売を行う事業者）に見積書の発行を依頼し、見積書を入手してください。

なお、見積書は必ず税抜き本体価格及び消費税額が明示されたものであることが必要です。

### (2) 補助金交付申請書の提出【申請者】

交付申請書（様式第1号）に、次の資料を添えて提出してください。

なお、『交付申請書（様式第1号）』と『別紙4：誓約書兼同意書』は**押印が必要**です。

- ①別紙1：申請者の詳細について
- ②別紙2：事業計画（補助事業の概要、活用方法、実施期間）
- ③別紙3：収支予算書
- ④別紙4：誓約書兼同意書
- ⑤添付書類1：購入予定の仙北市伝統的工芸品等の見積書の写し
- ⑥添付書類2：申請者の概要がわかる資料（パンフレット等）

### (3) 補助金交付決定【市】

申請書類の確認・審査を行い、交付決定（補助事業の計画を承認）し、申請者に書面で通知します。

### (4) 事業執行・事業完了【申請者】

補助金の交付決定後、補助対象者は、見積発行者に発注し、事業を執行します。その後、納品、代金支払、領収書の受領を行い、事業を完了させてください。

### (5) 事業内容の変更（ある場合）

交付決定後、事業執行に際し、購入金額・数量に変更が生じ、補助交付決定額を上回る場合や、補助交付決定額が同一であっても購入する物品が変更となる場合は、事業変更申請をし、変更交付決定を受けることが必要となりますので、仙北市商工課までご連絡ください。

### (6) 実績報告【申請者】

実績報告書（様式第7号）に、次の資料を添えて提出してください。

なお、『実績報告書（様式第7号）』は**押印が必要**です。

- ①別紙1：事業実績（補助事業の概要、活用方法、実施期間について）
- ②別紙2：収支決算書

- ③添付書類1：購入品の領収書の写し（消費税及び地方消費税額が明記されているもの）
- ④添付書類2：購入品の内容・数量を証明する画像
- ⑤添付書類3：店内等で購入品を活用している様子を証明する画像

#### （7）補助金交付確定【市】

実績報告書類の確認・審査を行い、交付確定（補助事業を認め補助金の支払いを確定）し、申請者に書面で通知します。

#### （8）補助金請求【申請者】

補助金交付請求書（様式第9号）に、次の資料を添えて提出してください。  
なお、『補助金交付請求書（様式第9号）』は**押印が必要**です。

- ①添付書類：法人名義又は個人事業主名義の振込先口座の通帳の写し

#### （9）補助金支払い【市】

請求書の確認・審査を行い、補助金の振込を行います。